

# ヒューマンコミュニケーショングループ 運営規程

(平成 7年 1月 23日理事会制定)

(平成 8年10月 24日 一部改正)

(平成10年 7月 21日 一部改正)

(平成15年 7月 28日 一部改正)

(平成24年 4月 1日 一部改正)

## 第1章 総 則

第1条 ヒューマンコミュニケーショングループ（以下、本グループと称する）の構成および運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款、規則（第14章）ならびにソサイエティ規程に定めるものの他、この規程による。

## 第2章 研究活動領域および事業

第2条 本グループの研究活動領域は、電気通信における人間中心の新しいコミュニケーション・エンジニアリングに関する学際的研究とする。

第3条 本グループは、ソサイエティ規程第2条の目的を達成するため、ソサイエティ規程第3条に定める事業の他、次の事業を行う。

- イ) グループニュースレターの発行
- ロ) 講演会、討論会、講習会ならびに見学会の開催
- ハ) 国際会議の開催
- ニ) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組 織

第4条 本グループには、グループ運営委員会、研究専門委員会をおく。

第5条 本グループには、次のグループ委員およびアドバイザー委員をおく。

- イ) グループ運営委員長 1名
- ロ) 次期グループ運営委員長 1名
- ハ) グループ運営副委員長 若干名
- ニ) 庶務幹事、会計幹事 各2名
- ホ) 企画幹事 2名
- ヘ) 編集幹事 2名
- ト) アドバイザリ委員 5名程度
- チ) グループ内研究専門委員会の委員長 各1名
- リ) グループ運営委員長が必要と認めた担当委員 若干名

第6条 グループ運営委員長は、グループ運営委員会で選任し、理事会で了承する。

2. グループ運営委員長は、グループ委員を選任する。
3. グループ運営委員長は、前項の選任結果を毎年3月末日までに会長に報告する。

第7条 グループ運営委員長の任期は1年とし、重任できない。

2. グループ運営委員長は退任後、原則としてアドバイザー委員に就任する。

第8条 次期グループ運営委員長の任期は1年とし、重任できない。

2. 次期グループ運営委員長は、次期グループ運営委員長としての任期の後、グループ運営委員長に就任する。

3. 次期グループ運営委員長は、グループ運営委員長を補佐し、グループ運営委員に事故のあるときにはその職務を代行する。

第9条 グループ運営副委員長の任期は1年とし、2期を超えてはならない。

2. グループ運営副委員長はグループ運営委員長を補佐し、坦務事項を統括する。

第10条 第5条ニ) からへ) およびリ) による幹事および担当委員の任期は2年とする。なお、いずれも重任できない。

第11条 第5条ト) によるアドバイザー委員は、運営委員会の決定に基づき就任し、任期は3年とする。ただし、グループ運営委員長の判断で1年を限度として、任期を延長することができる。

第12条 研究専門委員会の委員長は、研究専門委員会で選定し、グループ運営委員長に報告する。

第13条 グループ委員の任期中の退任に伴う新任者の任期は、別に定める場合を除き、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

第14条 グループ運営委員会は、グループの最高意志決定委員会であり、グループ運営上必要な事項を審議し決定する。

2. グループ運営委員会は、グループ委員およびアドバイザー委員により決定する。

第15条 グループ運営委員会は、特定分野の学問、技術の発展普及を図るため、時限研究専門委員会をおくことができる。

第16条 グループ運営委員会に、(国際) 学術研究集会運営委員会をおくことができる。

第17条 グループ運営委員会は、各分野の近傍新分野の探索、将来の研究テーマの調査を目的として、第三種研究会を設置することができる。

#### 第5章 研究専門委員会

第18条 研究専門委員会は、研究専門委員長1名、副委員長1名ないし2名、専門委員若干名および幹事3名以内により構成する。なお、必要に応じて、幹事補佐および顧問若干名をおくことができる。

2. 研究専門委員会は、第一種研究会を定期的開催し、必要に応じて第二種研究会を開催することができる。また、関連の(国際) 学術研究集会、あるいは国際会議を主催することができる。ただし、(国際) 学術研究集会、国際会議の主催については事前にグループ運営委員会の承認を経なければならない。

3. 研究専門委員長は、その研究専門委員会を掌握し、定期的にその活動状況をグル

ープ運営委員会に報告する。

第 19 条 研究専門委員長の任期は 1 年とし、2 期を超えてはならない。また、再任はできない。

2. 研究専門委員会の副委員長、幹事、および幹事補佐の任期は 2 年とし、重任を妨げないが、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き 2 期を超えてはならない。

3. 研究専門委員会の専門委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。しかし、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き 3 期を超えてはならない。

第 20 条 研究専門委員会の新設、統廃合は、一定数以上の正員またはグループ運営委員会構成委員の提案により、グループ運営委員会で審議し、結果を理事会に報告する。

第 21 条 時限研究専門委員会は、第二種研究会を開催し、また関連の（国際）学術研究集会あるいは国際会議を主催することができる。ただし、（国際）学術研究集会、国際会議の主催については事前にグループ運営委員会の承認を経なければならない。

2. 時限研究専門委員会の新設は、一定数以上の正員またはグループ運営委員会構成委員の提案により、グループ運営委員会で審議し、結果を理事会に報告する。

#### 第 6 章 補 則

第 22 条 本グループの構成および運営について、本規程に定めるものの外は、グループ運営委員会において審議する。

第 23 条 本規程の変更は、グループ運営委員会の議を経て、ソサイエティ連絡会議に報告し、理事会の承認を受けるものとする

第 24 条 本規程は、平成 7 年 2 月 23 日に制定し、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

#### 付 則

1. 本規程は、平成 15 年 7 月 28 日から施行する。

本規程および本規程に基づく各種規程は、本規程の施行後 3 年を目途として見直しをするものとする。

#### 付 則

1. 本規程の改正は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から適用する。